

令和2年度 税制改正の概要が発表されました！

# 再編・統合等に係る税負担の軽減措置

## <本軽減措置について>

後継者不在のため事業承継が行えないといった課題を抱える場合、いわゆるM&Aにより経営資源や事業の再編・統合を促すことにより、事業の継続・技術の伝承等を図る。認定を受けた経営力向上計画に基づいて、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税を軽減される。

## 税制改正の概要

令和2年度の税制改正により、  
本軽減措置の適用期限が**2年間延長**されます(令和3年度末まで)

## 登録免許税の税率

		通常税率	計画認定時の税率
不動産の 所有権移転の 登記	合併による移転	0.4%	0.2%
	分割による移転	2.0%	0.4%
	その他の原因	2.0%	1.6%

## 不動産取得税の税率

	通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合※2)
土地住宅	3.0%(※1)	1/6減額相当 (税率にすると2.5%)
住宅以外の家屋	4.0%	1/6減額相当 (税率にすると3.3%)

※1 令和3年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0%に軽減されている。  
(住宅以外の建物を取得した場合は4.0%)

※2 合併・一定の会社分割の場合は非課税。

本軽減措置の適用には**経営力向上計画**の認定が必要です。  
お気軽に当事務所までご相談ください。